

「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(案)」に対する意見募集の結果について

章			ページ	タイトル	御意見(概要)	意見に対する考え方
1	第1	1	1	我が国における海岸漂着物対策の経緯	「処理しきれない質」とはいかなる漂着物か。	巨大な流木やプラスチック、ポリ容器等であって、通常の処理施設では処理が困難なものを想定しています。
2	第1	1	1	我が国における海岸漂着物対策の経緯	以下のとおり修正すべきである。 「海岸漂着物等については、これまでも国や地方公共団体のほか、地域住民、特定非営利活動組織(以下「NPO」という。)その他の民間団体等、多様な主体によって様々な取組がなされてきた。」 ※これまでの取組みの経緯から、各主体は並列にして記述すべきです。国が主導してきた訳ではない ※NPOは、非営利活動組織の略称です。特定非営利活動法人とすれば「NPO法人」の表記になるが、以降の文脈では任意団体を含めた意味合いになることから「非営利活動組織」として表記するのが適切	NPOについては、御指摘を踏まえ以下のとおり修正します。『非営利組織(以下「民間団体等」という。)]に修正します。また、「地方公共団体のほか」の「のほか」を削除します。
3	第1	1	1	我が国における海岸漂着物対策の経緯	「被害を受ける海岸を有する地方公共団体による対応だけでは 必ずしも十分ではない」という認識はおかしいのではないかと。	国内に由来して発生する海岸漂着物は、山、川、海へつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであることから、発生抑制などの対策については、海岸を有する地域だけではなく、広範な地域での取組が必要であるとの趣旨で記述したものです。
4	第1	1	1	我が国における海岸漂着物対策の経緯	以下のとおり修正すべきである。 「我が国に漂着する海岸漂着物は、地域によっては周辺国から我が国の海岸に漂着するものが多くみられるものの、全国的にみれば我が国の国内に由来するものが多いと言われている。」 ※多額の費用をかけて環境省が実施した多岐にわたる「モデル調査」の結果からみて、曖昧な表現になっている。	モデル調査は全国のうち一部の海岸を選定して実施したものであることから、この調査の結果をもって必ずしも全国の実態とすることはできないと考え、原案のような表現としました。
5	第1	2	2	海岸漂着物対策の基本的方向性	現在問題となっている海岸漂着物等は中国、韓国、北朝鮮などであり、外交問題として国が一元的に処理すべき問題ではないかと。	基本方針案P11の「(4)国際協力の推進」に記述しているとおり、国による関係国への原因究明や対策の実施を強く要請することとしています。
6	第1	2	2	海岸漂着物対策の基本方向性	以下【】について加筆すべき。 「特に、海岸に漂着した物が回収されずに放置されれば、波や風の影響によって【破片化し、また再度】海域に流出し、海洋環境に影響を及ぼす原因となる可能性もあるとの指摘もなされてる。」 ※「海洋ごみ」が、海洋環境に影響を及ぼしているのは明らかになっています。 ※ 再流出だけでなく、破片化も問題となっています。	破片化して流出する場合も含めて、海岸に漂着した物が再度海域に流出することについて記述しているものです。
7	第1	2	2	海岸漂着物対策の基本方向性	以下【】を加筆すべき。 「特に、海岸に漂着した物が回収されずに放置されれば、【海岸の生物多様性のバロメーターでもある貴重な海浜植物群落への影響や】波や風の影響によって再度海域に流出し、海洋環境に影響を及ぼす原因となる可能性もあるとの指摘もなされている。」 理由: 当方のこれまでの漂着ごみ調査で、特に岩礁海岸の場合、海浜植物群落に散乱した漂着ごみが人為的に回収されることもなく滞留・堆積している状況を散見した。	御指摘の点については、基本方針案P1の「1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯」において「近年、我が国の海岸に、我が国の国内や周辺の国又は地域(以下「周辺国」という。)から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。」と記述しているところです。

8	第1	2	2	海岸漂着物対策の基本的方向性	<p>「海岸漂着物対策の基本的方向性」に記述された海岸漂着物対策の3つの柱に加え、下記事項についても記述すべきです</p> <p>(1)地域的特性(東シナ海の島しょ地域、日本海沿岸の過疎地域、瀬戸内海地域、太平洋沿岸など)に応じた、重点対策の分野(回収・処理に重点を置くのか、発生抑制により重点を置くのか)の提示</p> <p>(2)生物多様性の保全という観点から、配慮すべき事項を提示 海岸の自然環境の重要度(世界自然遺産や国立公園・県立公園等)によっては、自然由来の“流木等の回収・処理は行わない”等の検討が必要な海岸もあります</p> <p>(3)民間団体等の活動における安全性の確保 民間団体等や地方公共団体等が主催し実施している「海岸清掃活動」に際しては、ボランティア参加者の活動中の怪我等に対処するため、いあゆる「ボランティア保険」を適用している例がある。しかしながら、近年の海岸漂着物の中には信号弾や発炎筒、ガスボンベなどが多く散見されており、ボランティア保険の適用が懸念される事態があり得ます。このため、国において、海岸漂着物等の回収活動に適した傷害保険のあり方について、早急に検討する旨を記述しておくことが、危機管理の観点から必要と考えます。</p>	海岸漂着物処理推進法に基づいて、対策の三つの柱を記述しているところです。なお御指摘の内容については、今後の参考とさせていただきます。
9	第1	2	2	海岸漂着物対策の基本的方向性	<p>「美しい山河～」、「国民共有の財産として～」と一番肝心な目的部分が、漠然と記述されているが、いったいどの段階、どのレベルまで取り組むべきなのか伝わらない。全国どこでも流用できる目標例や数値目標等まで踏み込み、国が提示すべきではないか。</p>	海岸漂着物処理推進法第13条第1項において、政府は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることとされていますが、具体的には、海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向、地域計画の作成に関する基本的事項、海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項について定めることとされています。
10	第1	2(1)	3	海岸漂着物等の円滑な処理	<p>●陸域までに広がっている漂着ゴミの回収について 「海岸漂着物」という表現からして一般的に海岸にあるゴミだけが問題であるように理解されがちであるが、波打ち際から離れた林、草原などに大量の漂着プラスチックゴミが広がっている。 特に、大小を問わず海に流れ込む河川の河口付近には、風、あびき(異常潮位)、高潮により、古くて細分化された漂着プラスチックゴミが大量に入り込んでいる現状である。 これらのゴミは、洪水、あびき、高潮によりまた、何度も海に流出するのである。 陸域まで入り込んでいる漂着ゴミを早く回収することが、これ以上の細分化を防ぎ生態系への悪影響を少しでも防ぐうえで効果的である。</p>	基本方針案P3において、「海岸漂着物等の海域への流出防止により海洋環境の保全にも資することにかんがみ、状況に応じて機動的にこれを行うよう努めることが重要である。」と記述しているところです。
11	第1	2(1)	3	海岸漂着物等の円滑な処理	<p>海岸漂着物をはじめ、海面を漂流する漂流ゴミ、海底に沈んだ海底ゴミなどのいわゆる海ゴミは、その発生源は沿岸海域のみではなく、内陸部も含めた全域的な問題である。海ゴミの堆積しやすい地域は、必ずしもその発生源とは一致しておらず、その地域や自治体に処理責任を負わせることは、不公平であると考えられる。海ゴミの発生源が、流入河川の内陸部も含めた全域であることを鑑みて、もっとその処理に関しては、国が責任を持つべきである。そのためには、直接税として海ゴミ処税などというかたちで、財源をきちんと確保し、その被害の状況に応じて地方自治体に処理費用として配分するなどの方法が考えられるであろう。</p>	海岸漂着物については、海岸漂着物処理推進法第29条第2項において、国は、国外や他の地方公共団体に由来する漂着物の処理の経費について特別の配慮をすると規定されているところです。今般、海岸漂着物対策のため、地域グリーンニューディール基金を設けて活用を推進しているところです。 なお、漂流物、海底堆積物の処理の在り方については、今後議論すべきものと考えています。
12	第1	2(1)	3	海岸漂着物等の円滑な処理	<p>「(1)海岸漂着物等の円滑な処理」を「(1)海岸漂着物等の円滑な処理(回収・収集・運搬・処分)」とするべき。</p> <p>※廃掃法での「処理」には回収が含まれていませんので、本法に記してある海岸における漂着ゴミの「処理」は、「回収」を含めた「回収・収集・運搬・処分」を指していることを明記する</p>	基本方針案P3の「(1)海岸漂着物等の円滑な処理」の項の中で、回収、収集、運搬、処分が記述されているように処理の中に回収も含めて記述しているところです。

13	第1	2(1)	①イ	3	市町村の協力義務	清掃工場によって、ボランティアによる清掃活動で集めたごみを燃える、燃えないの2種類に分別すれば、全部引き取ってくれるところもあれば、ボランティアのゴミであっても、分別もこと細かく分けなくてはならず、燃えないゴミは引き取らない例がある。それでは拾い損である。そのような例は全国でもあるのではないかと。	御指摘の点については、地域の事情に即して、地域協議会等で検討して頂くことが望ましいと考えていますが、今後の参考とさせていただきます。
14	第1	2(1)	①イ	3	市町村の協力義務	海岸漂着物は、他の都道府県に由来するものも周辺国に由来するものもすべて、国の責任と財源で措置すべき。	海岸漂着物処理推進法第29条第2項において、国は、国外や他の地方公共団体に由来する漂着物の処理の経費について特別の配慮をすると規定されているところです。なお、今般、海岸漂着物対策のため、地域グリーンニューディール基金を設け活用を推進しているところです。
15	第1	2(1)	①イ	3	市町村の協力義務	「回収を行うこと、“運搬すること、”回収された海岸漂着物を～」と「運搬」を追加していただきたい。	基本方針案では事例を示したものであり、回収された海岸漂着物の運搬も含め市町村の協力の在り方の等具体的な方策については、それぞれの地域で実情に応じて検討されるものと考えています。
16	第1	2(1)	④ア	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係	「ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の『規定に基づいて』適正に収集し、」について、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、漂着ごみは何に定義されるのか。 漂着ごみと流出油等、分別して処理できない場合は、どちらが優先されるのか。	廃棄物処理法では、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類の廃棄物で、一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物と規定されており、海岸漂着物もその規定によることとなります。分別して処理できない場合、例えば流木に少量の油が付着している場合は、一般廃棄物になりますが、個別具体的な判断が必要ですので、都道府県の廃棄物担当部局にご相談頂くことが適切です。
17	第1	2(1)	④イ	5	大量の海岸漂着物が存する地域における処理の推進等	●第1 2(1)④イについての意見 「国は、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、地方公共団体が緊急的に処理を行う災害関連制度の活用の推進に努める」とあるが、海岸漂着物の現状は、洪水や台風等の災害以外に起因するものが多く、災害関連制度が適用できないものがほとんどである。このため、災害以外に起因する漂着物の処理や災害関連制度が適用されない小規模な漂着物の処理等についての国の財政上の措置について、基本方針に明記されたい。	御指摘の箇所は、特に災害に関連して記述したものであり、災害以外に起因する漂着物の処理等については、それより前に「国は、海岸漂着物等による被害が著しい地域において海岸管理者等が地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の処理に対する支援を行う等、大量の海岸漂着物が存する地域において地方公共団体が行う海岸漂着物等の処理の推進に努める。」としているところです。なお、具体的な財政上の措置として、地域グリーンニューディール基金を設け、都道府県による活用を推進しているところです。
18	第1	2(1)	④エ	5	廃棄物処理施設の整備の推進	●離島に漂着物処分場の設置について 今後も増え続けるであろう漂着物は、どちらの風が吹いても必ず漂着する離島にとって深刻な問題である。 離島の海岸に漂着したものは、その島で回収、処分できるようにすることがコスト面から、マンパワーの面からも効果的であるとする。	基本方針案P5の「エ 廃棄物処理施設の整備の推進」において、「国においては、離島地域を始めとして、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を推進するための支援に努める。」としているところです。
19	第1	2(1)	④エ	5	廃棄物処理施設の整備の推進	P5「エ 廃棄物処理施設の整備の推進」の項目があるが、特に、離島市町村においては「回収」と同様「運搬」にかかる経費が大である。あらたに「オ 離島その他の地域にかかる特別の支援」として一項をたて、「政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の支援をする。」旨、明記すべきである。	御指摘の内容については、基本方針案P5の「イ大量の海岸漂着物が存する地域における処理の推進等」において、離島をはじめとする海岸漂着物等による被害が著しい地域における国の支援について記述しているところです。

20	第1	2(2)		5	海岸漂着物等の効果的な発生抑制	海岸漂着物対策のうち、大切なのは、ゴミの発生の抑制。 河川から海洋へゴミを流出させないためには、各流域で市民団体の連携を図る必要がある。そのために、例えば「東京湾をきれいにするネットワーク」を目指し、東京湾に流入する流域の連携・交流拠点を作っていき動きを、市民と行政が協働で行なうことを提案したい。	御提案については、今後の参考とさせていただきます。
21	第1	2(2)		5	海岸漂着物の効果的な発生抑制	河川河口付近の漂着物については、上・中流域における河川等への不法投棄の監視・取り締まりの強化等を進めるとともに、河川流域自治体と国が基金を設けて撤去・処理費用を負担する仕組みを構築すべきである。	取り締まりの強化等については基本方針案P8の「ウ 陸域等における投棄の防止」において「国や地方公共団体は、河川を經由して海域に流入するゴミ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるゴミ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。」としているところです。また、御提案の基金については今後の参考とさせていただきます。
22	第1	2(2)		6	海岸漂着物等の効果的な発生抑制	以下【】を加筆すべき。 「国民生活に伴って発生するゴミ等が海岸に漂着することによって生ずるものが多く含まれており、【また、漁業活動に伴って発生するものも少なくない。】 理由：国内外の沖合、沿岸漁業活動での漁網等が漂着している実態がある。	漁業を含め事業活動に利用される用具等については、基本方針案P7の「③ゴミ等の適正な処理等の推進」において、「事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されないために海岸に漂着しているものも散見される。」としているところです。
23	第1	2(2)	①	6	3Rの推進による循環型社会の形成	3Rの推進が循環型社会形成のために重要であることは論を待たないが、そのことを「海岸漂着物となりうるゴミ等の発生抑制」として位置づけるのはいかがなものか。	海岸漂着物の発生抑制を図るためには、海岸漂着物となるゴミ等の発生抑制に努めることが重要であり、3Rの推進により循環型社会を形成していくことが重要と認識しています。
24	第1	2(2)	②ア	6	我が国の海岸漂着物等に関する調査	「ア 海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するために定期的に調査を行う、…」とあるが、海岸漂着物の原因は、調査海岸にはない場合がほとんどであり、発生源が遠く広域にわたる。河川等、発生源に遡った調査が必要であるが、そのような調査をする計画はあるのか。	環境省においては、平成22年度から、代表的な地域における漂着ゴミを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査を実施する予定であり、引き続き漂流・漂着ゴミの実態把握及び対策の検討を進めます。
25	第1	2(2)	②イ	6	我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握	「イ 我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握」について、周辺国に到達する前の段階での実態把握が必要なのではないか。	環境省においては、平成22年度から、我が国から流出するゴミの状況把握調査を実施する予定であり、引き続き漂流・漂着ゴミの実態把握及び対策の検討を進めます。
26	第1	2(2)	②ウ	7	情報の共有	以下【】を加筆すべき。 「また、海岸漂着物等の実態については、NPOその他の民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、国や地方公共団体はこれらの調査活動の結果を収集、整理【すると共に、NPOその他の民間団体等や学識経験者の知見を踏まえ、】施策に活用するよう努める。 【NPOが実施している調査活動には、発生抑制対策につながる啓発用ツールとしても活用できるものもあることから、国は今後早い時期に、対策につながる全国の海岸漂着物の比較可能な実態把握の体制構築に向けて、NPOその他の民間団体等や学識経験者と検討を行い、地方公共団体等に提示する。】」 ※モニタリング等の実施については、地域毎にバラバラな精度等ではなく、全国規模で比較や評価が可能な手法や「もの差し」を国が提示することが不可欠です。工夫によっては海岸漂着物の発生抑制の向上につながる啓発用ツールにもなることから、モニタリング体制の構築は全国規模で、NPOその他の民間団体等の連携した体制を構築し対応すべきです。	民間団体等や学識経験者との連携、知見の活用については、基本方針案P10の「③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援」において記述しているところです。また、ご指摘のモニタリングについては、平成22年度から、環境省において、自ら必要なモニタリングを行うとともに、民間団体等と連携し、これら団体の実施した調査結果も活用し漂着ゴミの全国的な分布状況や経年変化等を把握・分析することとしています。

27	第1	2(2)	④	7	ごみ等の投棄の防止	<p>●効果的な発生抑制について</p> <p>「ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止」でイベントや露店の営業など一時的な事業活動への対策をあげられている点は非常に現実的で良いものだと考える。さらに加えるならば事業活動ではないバーベキューであったりキャンプであったり「レジャー」についても実際の対応は難しいにしても言及をお願いしたい。</p>	レジャー等を含む日常生活に伴って身近に発生するごみ等の散乱防止については、基本方針案P7の「イ 国民の意識の高揚とモラルの向上」において「我々の日常生活に伴って身近に発生するごみ等の散乱を防止することが重要である。」としているところです。
28	第1	2(2)	④	7	ごみ等の投棄の防止	<p>「④ごみ等の投棄の防止」に、以下の項目を盛り込むべき。</p> <p>「漁業活動に伴って発生する漂着物には、台風や波浪等で破損した定置網、ロープ、発泡性浮き等もあるが、漁業者自身の破損した漁網の一部や発泡性魚箱等の海洋投棄、日本海での外国漁船の不法漁労の証拠隠滅のための放棄・投棄によるものも多いとの声を仄聞する。</p>	御指摘の内容については、今後の参考とさせていただきます。
29	第1	2(2)	④ウ	8	陸域等における投棄の防止	<p>「また、地方公共団体においては環境美化条例の制定等により市街地等におけるごみ等の投棄の防止に努めることが必要である。」に、「道路及び河川管理の際に当該地の散乱ごみの回収を業務仕様書に記載する等により、市街地等におけるごみ等の投棄の防止に努めることが必要である。」を加えてはどうか。</p>	御提案の内容については、今後の参考とさせていただきます。
30	第1	2(2)	⑤	8	ごみ等の水域への流入又は飛散の防止	<p>●陸ごみ～川ごみの抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路などから流れ込む水が、川へ直行してしまう流域では、川へ流れ込む前にごみを回収できるよう、関係自治体を支援する。 ・川ではなく、水再生センター等を経由する流域でも、センターで回収したごみの処理が低負担でできるよう支援する。 ・やむなく川に流入したごみについては、包括的に捉え、海・川を一体で取り組める地域計画を策定することを促す。 	御提案の内容については、今後の参考とさせていただきます。
31	第1	2(2)	⑥	9	海域における漂流物等の回収対策の推進	<p>海域によっては、海底ごみが深刻なところもあり、漂着物にとどまらない柔軟な施策が打てるよう、基本方針上でも配慮すべき。</p>	基本方針案P9の「⑥海域における漂流物等の回収対策の推進」において、「国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、閉鎖性海域等における漂流物の回収対策の推進を図るよう努めるとともに、浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進を図るよう努める。」としているところです。
32	第1	2(2)	⑥	9	海域における漂着物等の回収対策の推進	<p>浅海域における海底の堆積物の回収については、船舶の航行障害除去とか漁場環境保全の観点から行うものである以上、国が全責任と財源で行うべき。</p>	漂流物、海底堆積物の処理の在り方については、今後議論すべきものと考えています。
33	第1	2(2)	⑥	9	海域における漂流物等の回収対策の推進	<p>海域における漂流物等の回収対策の推進については、「国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ(略)回収対策の推進を図るよう務める。」こととされているが、国と地方公共団体の役割分担について、基本的な考え方が示されるべきではないか。</p>	漂流物、海底堆積物の処理の在り方については、今後議論すべきものと考えています。
34	第1	2(2)	⑥	9	海域における漂流物などの回収対策の推進	<p>「協力を図りつつ、閉鎖性水域等における漂流物の」について、閉鎖性水域「等」に外洋もふくまれるのか？ここでは閉鎖性水域に限らず、漂着後に影響を与えるものという視点で、「協力を図りつつ、『海岸に漂着が予想される』漂流物の」としてはどうか。</p>	「閉鎖性水域等」の「等」については、外洋ではなく沿岸水域を想定しています。

35	第1	2(2)	⑥	9	海域における漂流物等の回収対策の推進	海底ゴミについては、その管理者が不明確なところなどから、ほとんど取り組みは進んでおらず、法整備もなされていないために、各自治体、漁業関係者等の善意による回収に頼っているような状況である。海岸漂着物対策をはじめとして、海域環境の保全を考える上では、海底ゴミ問題もきちんと位置づけをし、国として対策を講じる必要があると考える。	漂流物、海底堆積物の処理の在り方については、今後議論すべきものと考えています。
36	第1	2(3)		9	多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	「意欲ある国民や民間団体等～」とあるが、「ゴミ拾いをやりたい人」はそもそもどこにもいない。むしろ関心のない人こそ、ゴミを投棄している可能性が高く、これでは「意欲ある人が勝手に後始末をすればいい」と誤解を受けかねない。「多様な主体」を主眼に謳うなら、無関心な国民をいかに取り込むかに言及すべきである。	御指摘のとおり、海岸漂着物対策については、海岸を有する地域だけでなく、広範な国民による取組が必要であると考えています。 そのため、本基本方針案P11に「①環境教育及び普及啓発」において、「海岸漂着物は国民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、広く各界各層の国民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要である。」と記述しているところです。
37	第1	2(3)	③ア	10	民間団体等との緊密な連携	国や地方公共団体は、海域環境の保全に大きな役割を果たすこれらの民間団体に対しても、それらを協働の名の下に利用するだけでなく、きちんとその活動を維持できるように措置を講ずるべきである。これは、p12以降に記載されている「海岸漂着物対策活動推進員等」についても同様である。民間団体等の豊富な知見やネットワークを活用するためにも、それに見合った正当な対価を補償すべきである。	基本方針案P10の「ア 民間団体等との緊密な連携」において「その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努める。」としているところです。
38	第1	2(3)	③ア	10	民間団体等との緊密な連携	「ア 民間団体等との緊密な連携」の項目があるが、民間団体は、そもそも国の責務であった国土管理、国土保全業務を地元市町村ならびに民間団体が延々、代執行して来たのが実際である。 特にボランティアベースで活動している民間団体は絶対的に財政基盤が脆弱である。 よって民間団体に対する「財政上の配慮」を優先し、当初3年間は民間団体の自立化、ネットワーク化に十分配慮すべきではないか。また限定した地域にとどまらず、全国規模で活動する組織については、国直轄で個別に委託する、全国の民間団体の育成や窓口の整理などに充てるなど、国こそが率先して民間団体との連携、支援の範を示すべきではないか。	基本方針案P10の「ア 民間団体等との緊密な連携」において「その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努める。」としているところですが、御提案の内容については、今後の参考とさせていただきます。
39	第1	2(3)	③ウ	10	民間団体等の活動における安全性の確保	ボランティア保険をかける等の対策を講じるべき。	御提案の内容については、今後の参考とさせていただきます。
40	第1	2(3)	③ウ	10	民間団体等の活動における安全性の確保	3. 漂着物の浜焼の禁止について 現在各地の海岸では、海岸清掃といえば住民が集めたゴミを分別もせず、浜で燃やしている状況である。 その理由として、どのようにして処分すればいいのか分からない、袋に入れて処分場に運ぶのが面倒だ、という理由のほかに、何が含まれているか分からない漂着物を浜で焚火のように焼くこととどのような危険があるのか全く知らないことによる理由があると思われる。 浜焼の害について、次のことが考えられる。 (1) 爆発の危険があるものが含まれている可能性がある。 (2) 有害ガスが発生し本人はじめ付近の住民、家畜、農産物を汚染(どのような物質で、どのような害があるのか周知させる必要がある)する可能性がある。 (3) プラスチック類は、浜焼では完全に燃焼せず燃えカスや溶けたものがまた海に出ていく。 (4) プラスチック類の燃焼温度は高く、海岸の生態系に悪影響を及ぼす可能性がある。	ご指摘のとおり、海岸漂着物の浜焼は危険性がある場合があるため、廃棄物処理法の規定に則り、適正に処分されることが適当と考えています。

41	第1	2(4)	③	11	民間団体や学識経験者による国際的 活動との連携	<p>以下【】を加筆すべき。 「我が国では、NPOその他の民間団体等や学識経験者によって、関係国との間で、海岸漂着物の調査や清掃活動等、民間レベルでの国際的な活動が展開されている。国は、国際協力の推進に際し、これらの民間団体等や学識経験者による国際的な活動との連携【及び活動の支援】を図るよう努める。」</p> <p>※ 連携の前提として、国による財政的支援を含めた対応と信頼関係の確保が必要です</p>	「連携」の一つとして活動の支援も含まれていると考えています。また、基本方針案P10の「ア 民間団体等との緊密な連携」において、「その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努める。」としているところです。
42	第1	2(5)	①	11	環境教育及び普及 啓発	<p>漂着物回収そのものを観光資源化 ・クリーンアップをエコツーリズムに組み込む例もある。 ・危険物が少ない海岸であれば、掘り出し物を探す感覚で参加してもらえる可能性はある。</p>	御提案の内容については、今後の参考とさせていただきます。
43	第1	2(5)	①	11	環境教育及び普及 啓発	<p>●海岸漂着物についての教育、広報について 一般的に漂着物の原因は、船からまたは陸上からの不法投棄によるものか、海外で投棄されたものが流れ着いたものであると考えている人がほとんどである。河川、道路、道路側溝、田畑の排水溝など陸のからのゴミが、台風や洪水により河川から海に流れ出ることと考えが及ぶ人は少ない。 日本国民一人一人が、まず自分の身の回りにゴミを出さないようにすることが日本からこれ以上、海に流れ出すゴミを防ぐために重要であり漂着物対策の第一歩であると考え。</p>	御指摘のとおり、海岸漂着物対策については、海岸を有する地域だけでなく、広範な国民による取組が必要であると考えています。そのため、基本方針案P11の「①環境教育及び普及啓発」において、「海岸漂着物は国民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、広く各界各層の国民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要である。」としているところです。
44	第1	2(5)	①	11	環境教育及び普及 啓発	<p>●海で活動する人々に対する啓発について これらの人々の海ごみに対する意識について、海ごみを防ぐ意識はあまり高いとは思えず、自分たちのゴミや用具の飛散、流失防止を何らかの形で義務化するとともに啓発活動を推進する必要がある。</p>	基本方針案P7の「③ごみ等の適正な処理等の推進」において、「事業者は、海岸漂着物等に散見される、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。」としているところです。
45	第1	2(5)	①	11	環境教育及び普及 啓発	<p>ぜひ海岸環境白書を作ってほしい。 利用面、環境面、防護面など海岸の基本計画とは違った、子供たちにもわかる白書を作ってほしい。</p>	御意見については、今後の参考とさせていただきます。
46	第1	2(5)	①ア	12	環境教育の推進	<p>「通じて『環境教育の効果を高める』という視点が大切である」について、普及啓発で情報を提供しても、教育を通じて相手に知識を与え理解されても、行動の変化に結びつかねば解決しません。『環境教育の効果を高める』という記述を『行動の変化を促す』に替えてはどうでしょうか。</p>	環境教育に関して体験学習の意義を述べたものであり、原案の記述が適切と考えています。
47	第1	2(5)	①イ	12	普及啓発	<p>「国は、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果や、自らが行う施策等について、インターネット等を活用して国民への情報提供を行い、普及啓発に努めるとともに、地方公共団体や民間団体等が実施する海岸漂着物対策に関する情報を収集、整理し」を、「国は、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果や、自らが行う施策等について、インターネット等を活用して国民への情報提供を行い、普及啓発に努めるとともに、地方公共団体や【NPOその他の民間団体等】が実施する海岸漂着物対策に関する情報を収集、整理し」に修正すべき。</p> <p>※表記の統一化として</p>	御指摘の点については、「民間団体等」と表現を統一します。

48	第1	2(5)	②	12	海岸漂着物対策活動推進員等の活用	<p>以下【】を加筆すべき。 「海岸漂着物対策活動推進員等の候補としては、地域に根付いて活動し豊富な知見やネットワークを有するNPOその他の民間団体及びその代表者【又はその関係者】、学識経験者等が挙げられる。」に修正すべき。</p> <p>※組織上の代表者がすべて豊富な知見を持っているとの確実性はなく、代表者以外に豊富な知見を有する関係者を排除しないような表記にする。</p>	御指摘のような民間団体の関係者であっても、その団体を代表する者、いわゆる代表者に該当し得ると考えています。
49	第1	2(5)	③	13	技術開発、調査研究等の推進	<p>2. 目の前の対策 2) 回収したその場での処理 ・プラスチックごみをその場で油化する小型プラントが設置できれば、運搬費用の削減、石油資源の循環に少なからず貢献できると考える。 3) 国策としての「漂着受容構造体」の設置 ・漂着ごみに対する考え方を逆手にし、漂着を積極的に受け止めるための仕掛けを設ける ・コンクリートなど人工的な造作物では意味がないので、粗朶など自然物をうまく使い、細かいごみもキャッチできるようなフィルター様の構造体を浅瀬に浮かべるなどする。</p>	御指摘の内容については、今後の参考とさせていただきます。
50	第1	2(5)	③	13	技術開発、調査研究等の推進等	<p>●抑制・予防策 1) 漁具や漁網の環境配慮 ・ゴーストフィッシングのもととなる漁具やカキの養殖パイプといった放置されやすいものについては、生分解性素材への転換を促すなどし、漂流・漂着しても害が少なくなるようにする。 ・海のエコマーク(MSC)での認証拡充ともども、総じて漁業関係で使われる用具・器具には何らかの環境配慮を伴わせる。 2) 海岸部を起源とするごみの抑制 ・海岸近くで営業する店舗のうち、特に安易な容器包装類を多用する店に対して、一定の規制を講じる(ファストフード、コンビニ等) 一次性の容器を使う店については、デポジットやリユースカップなどを社会実験的に取り入れ、段階的に拡大する。 3) プラスチックごみの抑制 ・素材としてプラスチックに頼らざるを得ない製品については、速やかに植物由来(または生分解性)に移行できるよう、経済産業省等と歩調を合わせ、優遇措置を講じる。 ・自治体で設けられる「海岸漂着物対策推進協議会」には、可能な限り、事業者部門または経済産業部局の参画を促す。</p>	<p>御提案の内容については、今後の参考とさせていただきます。 なお、技術開発の必要性については、基本方針案P13の「③技術開発、調査研究等の推進等」において記述しているところです。 また、海岸漂着物対策推進協議会については、基本方針案P17の「(1)幅広い主体の参加」において、「海岸漂着物対策の推進に当たっては、地域の様々な主体の連携が必要である。このため、都道府県は、協議会の効率的な運営に配慮しつつ、可能な限り、地域の多様な主体の参加の機会を確保するよう努める。」としているところです。</p>
51	第1	2(5)	③	13	技術開発、調査研究等の推進等	<p>技術開発について (1) 発泡スチロール碎片の回収技術の開発 数ミリ単位にまで砕け、海岸の草地、水たまりなどを覆いつくすように積もった碎片は人力では回収不可能である。 (2) レジンペレットの回収技術の開発 砂浜に波紋のように果てしなく続いているレジンペレットは、生態系にも深刻な影響を与えているが人力では回収不可能である。 海岸漂着物対策は、本国だけで解決できるものではなく、近隣諸国と連携しながらもまず自分の国からの流出を少しでも防ぐことが他国の理解も得られるものと考えられる。</p>	<p>技術開発の必要性については、基本方針案のP13の「③技術開発、調査研究等の推進等」において記述しているところです。 また、我が国からの流出につきましては、基本方針案P11の「(4)国際協力の推進」において「海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることを踏まえ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であることを念頭に置きながら、問題の解決に向けた国際協力の推進が図られなければならない。」としているところです。</p>
52	第1	2(5)	③イ	13	海岸漂着物等の処分等に関する技術	<p>「また、漁業系資材等の廃棄物の効率的な処分や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは海岸漂着物等の発生抑制に資する。このため、国は、…調査研究の推進に努める。」について、漂着物の処分方法の研究推進に努めることが本当に発生抑制に資するののか。</p>	御指摘の点については、「また、漁業系資材等の廃棄物の効率的な処分や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは海岸漂着物等の発生抑制に資する。」は「循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究の推進」に対応しているものです。

53	第1	2(5)	③ウ	13	発生の状況の調査、発生の原因の究明に関する手法	<p>「このため、国は、海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法について調査研究の推進に努める。」の次に「また、調査研究にあたっては、様々な知見やネットワークを持つNPOその他の民間団体等との連携を図るなど、効果的な海岸漂着物対策の観点から取組むことも重要である。」を加筆すべき。</p> <p>※これまで国と民間団体等が協働で取組み、実績を挙げってきた経緯があります</p> <p>⇒発生原因の究明には、河川や市街地、特定産業等が対象としてあげられるが、そこまで踏み込むと判断していいのか。</p>	<p>NPOその他の民間団体等との連携については、基本方針案P10の「③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援」において詳細に記述しているところです。調査研究においても、民間団体等との連携しながら取り組んでいくことになると考えています。</p>
54	第2	1(1)		14	地域計画の意義	<p>「このように、地域計画は地域の海岸漂着物対策の核として重要な機能を有するものであり、【海岸漂着物の効果的な発生抑制の観点からも国土全域での取組みが欠かせないことから、】都道府県は積極的に地域計画の作成を検討することが望まれる。」と修正すべき。</p> <p>※とくに東京や大阪等の大都市圏では、自地域から海域に流出していく散乱ごみが大量であることから、国土全域での取組みの必要性を強調すべきです</p>	<p>発生原因の在り方は局地的なケースから広域的なケースまで様々ですが、御指摘の点については、基本方針案P15の「② 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進」において、「都道府県が地域計画を作成する際には、全国的、広域的な視点で検討することも大切であり、国はそのための環境整備に努めることが必要である。」としているところです。</p>
55	第2	1(1)		14	地域計画の意義	<p>「都道府県は“既存部局の枠組みに捉われない専門部局を設置し、”積極的に地域計画の作成を検討することが望まれる」に変更。専門部局の設置に言及すべき。</p> <p>国の関係省庁連絡会議等においても、漂着ゴミ問題はほぼ進展せず、結局のところ長崎県対馬市による内閣府特区推進室への特区提案が停滞していた本案件の突破口になっている。一地方自治体による困窮の末の特提提案。そして内閣府による客観的第三者的な整理がなければ、本法律は日の目を見ていない。</p> <p>国の本省各部局が硬直化していた実態を見るに、都道府県下の既存の部署に担当者を組み込み、計画の作成や実施をするのは、ほぼ不可能と思われる。国や地方自治体が負う責務を円滑に果たすためには、庁内の縦割りや利害関係に捉われず、また民間団体や漁業者等現場の事業者と対等な立場で連携・調整できる「独立した都道府県の窓口」が不可欠である。</p>	<p>基本方針案P19の「① 都道府県内部での連携」において、「都道府県の内部では、環境部局と海岸部局を始め、農林水産、土木、教育等関連部局間の横断的な連携が図られることが重要であり、関係部局間の連絡調整のための体制の整備が図られることが望まれる。」としているところです。具体的な体制については、各都道府県がそれぞれの実情に応じて検討されるものと考えています。</p>
56	第2	1(5)	①	14	都道府県間の情報交換	<p>「近隣の都道府県との間で」を「“他の”都道府県との間で」に変更。最終行「～が望まれる」を削除。法律第12条(連携の強化)中、「～海岸を有する地域のみならずすべての地域において～」とある。一都一道二府四十三県のオールジャパンでやる前に、まず、海岸を有する39都道府県に担当の部局を設置し、担当者が自発的に情報交換・共有できるようなネットワークを立ち上げる必要がある。</p> <p>「近隣」の意図とは「瀬戸内海と日本海は違う環境だから、近いもの同士で...」という意味に取れるが、たとえば現場の調査手法、回収業務のノウハウや関係者との折衝、調整方法など共有すべき、そして都道府県が把握できていない問題は山積しているはずである。</p> <p>そのためにも、都道府県をまず、ひとつに繋げることが第一ステップとなる。日本で最も海岸線の短い山形県や富山県(※)が、この議論に積極的にかかわり、リードしてきたことを考えれば、その他関係都道府県に同様のレベルの実態調査や回収・処理を求めべきである。</p>	<p>基本方針案P15の「② 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進」において「都道府県が地域計画を作成する際には、全国的、広域的な視点で検討することも大切であり、国はそのための環境整備に努めることが必要である。」としているところですが、御提案の内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>
57	第2	1(5)	②	15	全国的、広域的な視点に基づく取組の推進	<p>以下【】を加筆すべき。</p> <p>「全国的、広域的な視点に立った【生物多様性の保全からの観点も踏まえた】目標設定の在り方や、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要性がある地域の考え方について【早急に】検討を進める。」と修正すべき。</p> <p>※<追記すべき事項に係る意見> 2. (2) 生物多様性の保全という観点から、配慮すべき事項を提示すべきです</p>	<p>目標設定の在り方については、御指摘の点も含めて十分に議論をすべきものと考えており、今後の参考にさせていただきます。</p>

58	第2	2(1)	①ア	15	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の設定については、「大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について設定することが望まれる。」とありますが、客観的な設定基準は示されておらず、については、各都道府県独自の判断基準により重点区域が設定されていくということになるのか。	各都道府県において、それぞれの実情を踏まえながら重点区域を設定することになると考えています。
59	第2	2(1)	①ウ	15	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	以下【】を加筆すべき。 「また、重点区域の範囲の検討に際しては、河川を經由して海域に流入するごみ等の発生抑制を図る観点等から、海岸漂着物等の発生抑制を図るために【河川流域と一体となった】広域的な取組の実施が可能となるよう配慮することが望まれる。」と修正すべき。	重点区域の検討にあたっての広域性とは、河川流域の一体的な取組に限られるものではないため、「広域的な取組」と記述しているところです。
60	第2	2(1)	②	15	重点区域に関する海岸漂着物対策の内容	⇒「発生抑制に関する施策、普及啓発又は環境教育に関する施策」が重点区域における対策検討内容として挙げられているが、漂着ごみは広域遠方から漂着するため、重点区域と発生源は一致しない。この施策は区域内からの発生抑制にはなっても、一番の原因者への「発生抑制、普及啓発又は環境教育」になっていないのではないか。	発生抑制、普及啓発又は環境教育を重点区域以外でも実施することについて排除するものではありません。
61	第2	2(1)	②(a)	16	海岸漂着物等の処理に関する事項	市町村では、一般廃棄物処理計画を立てて一般廃棄物の処理を行っている。案p4下段の「廃掃法の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分」に従った場合、この計画にも海岸漂着物等の処理が加わるのではないかと。	市町村が行う海岸漂着物の処理の内容については、一般廃棄物処理計画に含まれるのが適当と考えています。
62	第2	2(2)	イ	16	関係者の役割分担と相互協力に関する事項	「相互協力に関して、海岸漂着物の問題では民間団体等が重要な役割を果たしていることにかんがみ、民間団体等との連携について特に十分な検討がなされることが望まれる。」を、「相互協力に関して、海岸漂着物の問題では【NPOその他の民間団体等】が重要な役割を果たしていることにかんがみ、民間団体等との連携について特に十分な検討がなされることが望まれる。」に修正すべき。	御指摘の点については、「民間団体等」と表現を統一します。
63	第2	2(3)	④	17	地域住民、民間団体等の参画と情報提供	「地域計画の円滑かつ効果的な実施を通じて地域の特性に柔軟に対応できるよう、地域計画の作成に当たっては地域住民や民間団体等の参画を得ることが重要である。」を、「地域計画の円滑かつ効果的な実施を通じて地域の特性に柔軟に対応できるよう、地域計画の作成に当たっては地域住民や【NPOその他の民間団体等】の参画を得ることが重要である。」に修正すべき。	御指摘の点については、「民間団体等」と表現を統一します。
64	第2	2(3)	⑤	17	地域計画の変更	以下【】を加筆すべき。 「都道府県は、計画作成後、計画の事項を定期的に点検するとともに、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況【、国の基本方針の見直し】等に応じて地域計画の変更を検討し、」	御指摘の点については「等」に含まれています。
65	第3	2(1)		17	幅広い主体の参加	●推進協議会に関する基本的な事項について NPOやボランティアなどの情報共有という点は非常にうれしいところ。 しかし「漁業関係者」が具体的に例示されていないのは実効性や現状把握の点で弱いところのように思われる。 また陸域起因のごみ対策の推進を考えると農業者や農協などの協力も不可欠である。	海岸漂着物対策推進協議会の組織については、地域の多様な主体が参加することとしており、地域の実情に応じて検討されるものと考えています。

66	第3	2(2)		18	協議会の体制	<p>以下【】を加筆すべき。 「協議会の体制については、効率的な運営や実効性に留意し、団体を含む場合はその代表者【や実務担当者】等から構成することによって、適切なものとする事が望まれる。</p> <p>※代表者に絞って形骸化した事例も多々あることから、実際に知見を持つ実務担当者を明記しておく必要があります</p>	<p>御指摘の点については、「代表者等」に含まれているものと考えています。参加者については、協議会を具体的に組織する際に検討されるものと考えています。</p>
67	第3			18	海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項	<p>法律における協議会のモデルともなった山形県「美しいやまがたの海プラットフォーム」では、行政、大学、NPOによる「協働事務局」方式を採っている。これは、行政単独での事務局運営の弊害等を低下させ、多様な主体が当事者意識を維持しつつ課題解決型にシフトさせていくための工夫の一つとして有効であり、NPO等との「協働事務局」方式も可能である旨の記述を追加すべきです。</p>	<p>基本方針案P18の(2)協議会の体制において、「協議会の円滑な運営を確保するため、協議会の事務処理体制を整えておくことが望まれる。」と記述しており、御指摘のような方式もひとつのケースとして含まれるものと考えています。</p>
68	第4	1(1)		18	政府の推進体制	<p>以下【】を加筆すべき。 「また、海岸漂着物対策推進会議は、対策に関する事項について専門家会議による進言【やNPOその他の民間団体等からの意見等】を得て、適切に運営されるよう留意されなければならない。」</p> <p>※現行の専門家会議は、関連分野が網羅された委員構成ではないことから、とくにNGO/NPOからの意見については留意していくべきです</p>	<p>海岸漂着物対策推進会議及び海岸漂着物対策専門家会議については法律に基づく記述としています。なお、専門家会議でのヒアリング等を通じて、民間団体等の意見や知見を聞くことはできるものと考えます。</p>
69	第4	1(2)		19	政府・地方公共団体間の推進体制	<p>「(2)政府・地方公共団体間の推進体制 政府は、地方公共団体の担当者会議等を活用し、地方公共団体と緊密な情報交換を行う等、地方公共団体との連携を図るものとする。」について、どういう意味か。</p>	<p>地方公共団体の担当者が参加する会議の政府による開催や、都道府県での会議に政府職員が出向き意見交換を実施する等の意味であり、様々な会議の形態を含むものと考えています。</p>
70	第4	1(3)	①	19	都道府県内部での連携	<p>「～横断的な連携が図られることが重要であり、“既存部局の枠組みに捉われない専門部局を設置”することが望まれる。」に変更。専門部局の設置に言及する。</p>	<p>基本方針案P19の「① 都道府県内部での連携」において、「都道府県の内部では、環境部局と海岸部局を始め、農林水産、土木、教育等関連部局間の横断的な連携が図られることが重要であり、関係部局間の連絡調整のための体制の整備が図られることが望まれる。」としているところです。具体的な体制については、各都道府県がそれぞれの実情に応じて検討されるものと考えています。</p>
71	第4	1(3)	④	19	民間団体等との連携	<p>以下【】を加筆すべき。 「その際には、広域的なネットワークを構築して活動している民間団体等がコーディネーターとしての役割を果たし得ることから、【財政上の配慮をしつつ、】このような主体との連携を図ることが有益である。」と修正すべき。</p>	<p>御指摘の点については、基本方針案P10の「ア 民間団体等との緊密な連携」において「その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努める。」としているところです。</p>

72	第4			その他海岸漂着物対策の推進に関する事項	政府と地方公共団体間の連携に加え、NPOその他の民間団体等との連携を図るため、緊密な情報交換を行うべきである旨の記述を追加すべきです。	基本方針案P10の「③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援」において民間団体等の知見や幅広いネットワークを行政の施策に活用することとしているところです。
73				全体的な方針への意見等	1. 日本国内のどの地域の海岸について、国として、どの程度の清浄さ(清潔保持)を保持したいのか、具体的な目標設定が明示されない「基本方針」では意味がありません (1)日本国内のどの地域(都道府県)を重点的に回収・処理対策を行うことで、その時点で海岸に存在する漂着ごみの「何割」を削減することができることや、海岸を有しない地域(都道府県)からの海域への流出抑制対策についてはどのような地域で重点的に行う、などの国としての基本的な考え方を示すのが基本方針の重要な役割です (2)対策マップ/工程表(基本計画)の作成が必要 国として今後検討すべき事項として、都道府県の「地域計画」の作成に対応する「基本計画」の策定が不可欠である旨を明記すべきです。	海岸漂着物処理推進法においては、政府は基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならないと規定されています。御指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。
74				全体的な方針への意見	海を生業とする「漁業関係者」は、ある意味被害者であるとともに加害者の側面があることを認識することが大切。	海岸漂着物処理推進法においては、特定の事業者ということではなく、事業を行うすべての事業者の責任について規定しているところですが、御指摘の点については今後の参考とさせていただきます。
75				全体的な方針への意見	海岸漂着物は、一度海岸から除去してもまた押し寄せ、際限がない。 この点、この際限なく押し寄せるという海岸漂着物の特長を捉え、海岸漂着物対策を雇用創出の機会として検討してはどうか。	海岸漂着物対策において雇用創出という視点が重要との御提言について、今後の参考とさせていただきます。
76				全体的な方針への意見等	法第29条において「政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。」と規定されていますが、現在実施されている「地域グリーンニューディール基金事業」は平成23年度までの時限措置となっており、平成24年度以降についても、切れ目のない財政措置の実施をお願いします。	財政支援の在り方については、今般の地域グリーンニューディール基金事業による成果等を踏まえつつ、検討していきたいと考えています。
77				全体的な方針への意見等	基本方針には法的な拘束力があるのか。	法的な拘束力はありませんが、政府が海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために基本方針を策定し、国や地方公共団体等により、各種施策が講じられることとなります。
78				全体的な方針への意見等	当面の対策予算とされる「地域グリーンニューディール基金」の執行手続きでは、事前調査などの結果を基に効果的な対策の検討を行い、地域計画に盛り込み、予算措置のもとに実施することが、現実的には不可能となっています。	地域グリーンニューディール基金において、地域計画策定に先行して実施することが可能なのは、地域計画に盛り込まれることが想定される事業に限定しており、また、住民や民間の団体からの参加を得た協議会等の意見も反映させた上で地域計画の策定後、必要に応じて基金を活用する事業計画を見直すことも可能であるため、地域計画と基金の整合性は確保されると考えています。